

会議（打合せ）報告書

会議(打合せ)の名称 又は議題	令和2年第14回 議会運営委員会		
報告者職氏名	主事補 小原 陽子		
日 時	令和2年6月25日（木） 午前10時00分	場 所	市役所本庁舎4階 大委員会室
出席者	出席者 血脇敏行委員長、柴田圭子副委員長、古澤由紀子委員、石井恵子委員、植村 博委員、中川勝敏委員、田中和八委員、秋谷公臣委員 議長、副議長 議会事務局 石井局長、萩原主査、小原		
<p>【会議の概要】</p> <p>議題</p> <p>(1) 議会運営委員会で所掌する検討事項について</p> <p>(2) 請願・陳情の取扱いに関する要望について</p> <p>(3) その他</p> <p>《決定事項等》</p> <p>(1) 議会運営委員会で所掌する検討事項について</p> <p style="padding-left: 20px;">○委員会ライブ中継の検証及び議会運営委員会、議員全員協議会の中継の検討について</p> <p style="padding-left: 40px;">・委員会ライブ中継について、他市の視聴数等の状況や、PC別のアクセス数を調査し、その結果と照らしながら議会運営委員会、議員全員協議会の中継の検討を進めていく。</p> <p style="padding-left: 40px;">○委員会会議録検索の導入の検討について</p> <p style="padding-left: 40px;">・次回改めて意見を集約し検討する。</p> <p>(2) 請願・陳情の取扱いに関する要望について</p> <p style="padding-left: 20px;">・資料は、30部を審議日の3日前（土日・祝祭日を除く）までに提出する。</p> <p style="padding-left: 20px;">・参考人の招致や資料の事前提出等の事項について、市議会のホームページに掲載する。</p> <p style="padding-left: 20px;">・その他の要望事項について、提出者で集約の上、次回検討する。</p> <p>(3) その他</p> <p style="padding-left: 20px;">・特になし</p>			

－開会 10:00－

石井事務局長：

おはようございます。会議に先立ちまして、血協委員長よりご挨拶をお願いいたします。

血協委員長：

皆さん、改めましておはようございます。梅雨に入り、非常にうっとうしい時期になっています。そんな中、議会運営委員会にご参集いただきましてありがとうございます。非常に頻回の開催となっております。この議会運営委員会での検討事項、協議事項がまだ7項目ほど残っておりますので、これから様々、皆様と協議、検討していかなければならない部分が多くございます。今後について、また議会運営委員会に足を運ぶ機会が多くなると思いますが、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。本日ですが、やはりこのコロナ禍の時でもありますので、適時休憩を取りながら、会議はおおむねお昼を目途に終了したいと考えておりますので、皆様のご理解とご協力をお願ひし、ご挨拶とさせていただきます。以上でございます。

石井事務局長：

ありがとうございました。それでは、委員会会議につき、議事等につきましては、血協委員長をお願いいたします。

血協委員長：

ただいまの出席は8名でございます。委員会条例第16条の規定により、定足数に達しております。これより、令和2年第14回議会運営委員会を開会いたします。本日の会議は、お手元に配付の議題の通りです。それでは議題1、議会運営委員会が所掌する検討事項についてを議題といたします。前回会議において、検討事項に掲げられております議会のペーパーレス化、モバイル導入の取り扱いをご協議いただき、タブレット導入検討会の第1回の会合が先般行われたところでございます。前回申し上げた通り、検討事項が多岐にわたる中で、とくに予算を伴う性質の事項である委員会ライブ中継の検証及び議会運営委員会、全員協議会の中継等の検討、委員会の議事録検索に関しては、予算編成作業前に、一定の結論を得る必要があることから、皆様にはご多忙の中、大変恐縮でございますが、開催頻度を上げて協議させていただくこととしております。そこで、本日はまず、委員会ライブ中継の検証及び議会運営委員会、議員全員協議会の中継についての検討について皆様のご意見を伺いたいと思います。それと併せて、ランク付けのほうで上位に挙げております委員会の議事録検索というものもございますので、まず、先ほど申したライブ中継の検証と検討についてご意見を伺いたいと思います。が、その前に、この委員会ライブ中継の視聴状況とか、そういうものを事務局のほうからご説明をお伺ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

古澤委員：

進め方についてお聞きしたいんですけども、議会運営委員会で検討する事項という各会派から出たものの中に、タブレットの導入というのはありましたけれど、それをこのように委員会のインターネット配信とかいろいろ、委員長が説明された項目が出てきたわけですけど、それはどこでどういう形で決められたんでしょうか。

血脇委員長：

すみません、もう一度お願いします。

古澤委員：

議会運営委員会で検討する事項というところで、タブレットの使用、操作方法など勉強会の開催、研修会等いろいろありますけれども、今委員長が説明されたような、委員会のネット配信、それからいくつか言われたんですけど、その個々の対象というのはどこで決められたかということ。この間のタブレットの使用を検討して進めようという、小委員会というんですかね、そういうようなものを決めたとするんですが、そこで出てきた話ですか。

血脇委員長：

今の質問はこれをどこで検討するかということだと思んですが、新しい議員構成になって、各議員あるいは会派から、議会運営に関わる要望事項をということで、出していただいたところです。ところが、議会運営委員会になじまない事項が複数ございました。それで、全員協議会の中で、どの部分をどこで協議するかということで、この部分は議会運営委員会だろう、この部分は全員協議会で検討すべきものだろう、この部分は会派代表者会議だろうということで、議員全員協議会の中で、皆さんにご同意いただいて、振り分け、今皆様のお手元に、A3の用紙に示されている、概ね10項目前後のものがお示しされていて、これが全員協議会の中で、議会運営委員会で検討していただくものということで、決定したものと私は認識しているところです。よろしいでしょうか。

古澤委員：

ここに何枚かあります委員会ネット映像配信業務、それから委員会ネット配信アクセス数があります。会議録検索システムと。ここに書いてあったものが、議運で検討するということは決まったということですか。こんな細かく出ていましたかね。

血脇委員長：

全員協議会の中で、各項目を出していただいた方に、1項目ずつご説明をいただいております。細かなものと古澤委員のほうからあったんですが、これはその要望事項に書かれたものを、そのままここに転記しておりますので、そのように細かなものも出ていたというように私は認識しています。

古澤委員：

これに出ていますか。これをしてはいけないというわけではないんですけど、どこから急にこれが出てきたのかというのがちょっと疑問に思ったものですから、今。

血脇委員長：

この表が一覧にまとめたものでございます。各議員、各会派から、書面で議長宛に要望書ということで出ております。それを一覧にまとめたものがこちらでございます。

柴田副委員長：

こちらのことについておっしゃってるんじゃないかなと思います。ということかなと私は思ったので、このことではなく、この今日検討する3、4に関係する資料ということで、事務局が。今ちょうど事務局が説明しようとしていたところじゃないかなと。こんなに細かいことどこからでてきたのって。

血脇委員長：

失礼しました。今皆さんのお手元にいろいろな資料が出ております。これはただいまから事務局のほうで説明をさせていただきますので、石井事務局長お願いします。

石井事務局長：

それでは、委員会のインターネット映像配信業務と書かれました、A4の横書きになっているものをご覧いただきたいと思います。委員会のインターネット映像配信業務につきましては、昨年の6月から実施をしております、契約の期間といたしましては、令和3年の5月までという形の長期の契約になっているところでございます。まず、1年目の状況といたしましては、導入経費といたしまして、一時経費として21万6千円、回線工事で21万6千円、そして配信業務に係る経費といたしまして、45万8640円ということで、初年度は89万640円かかっております。2年目以降は、回線工事等の初期経費がなくなることから、配信費用のみとなりますが、今年度については55万4400円、令和3年につきましては、4月、5月までということで2か月計上しております、概ね2年間の内容となっておりますが、トータルで153万7440円の事業となっているところでございます。ネット配信につきましては、ライブ中継のみとなっております、その配信費用となっております。こちらについては録画の配信を別途検討する場合には、月額といたしましてプラス5万8千円かかるであろうということで、ライブ配信のみで対応させていただいているところでございます。配信の対象としておりますのは、常任委員会、そして特別委員会、決算等を含みます。その他、特別委員会等を予定しております、年間の回数といたしましてはおおむね26回程度、配信時間といたしましては115時間程度を想定して契約したものでございます。2枚の、非常に細かい表で恐縮でございます。R1委員会ネット配信アクセス数と

いう、非常に細かい資料で恐縮ですが、これが昨年の6月から、今年の3月までの委員会の中継の実施したものに対するアクセスされた件数ということでございます。まず、表の左側から、総務と書いてありますのが総務企画常任委員会で、こちらのアクセス回数が615回、その隣の教育と書いてありますのが、教育福祉常任委員会で817回、都市と書いてありますのが都市経済常任委員会で746回、合計で2178回のアクセスがあったという記録になっております。現状といたしましては以上でございます。#

#

血協委員長：#

ただいま局長のほうからインターネット中継配信に関わる費用の部分と、6月27日以降の委員会のネット配信のアクセス回数のご説明をいただいたところでございます。このようなところを加味して、この議会運営委員会、それから全員協議会等の中継の検討について皆様のご意見をお伺いしたいと思っております。#

#

柴田副委員長：#

この大きな表の市民の声のところ、委員会ライブ中継の検証及び議運、全協中継の検討というところを今これからするということになりますよね。そうしますと、議運・全協中継の検討の前に、委員会ライブ中継の検証というのがございます。今出していただいた資料、総計2178回も、1年間でアクセスがあったよってというのが1つ検証の資料となるのかなと思うんですけど、ここについてはどういう風にまとめるといいんでしょうか。#

#

血協委員長：#

この数字を多いととらえるか、少ないととらえるか、それは各々かなと思うところなんですけど、皆さん6月以降のアクセス数等について、何かご意見があれば。#

#

柴田副委員長：#

委員会だけで、これだけの回数のアクセスがあるっていうのは正直意外だったんですけど、これはやったことによる成果というか、情報を広く配信しているということの成果が1つ出ているとみていいんじゃないかなと思って。このまま引き続き続行だなと私は思いました。#

#

石井委員：#

この表の見方についてなんですけれども、アクセスっていうのは回数ですよ。回数なので、1回クリックぽちっとやったら1回だし、2回クリックしたらまた2回、そういう回数になると思うんですけども、この配信業務の予算を組んだ時には、配信時間を年間115時間程度という風に見込んで計画をされたということで、このアクセス数っていうのは時間がわかるんでしょうか。年間どれくらいの時間見ていただいているってことになるんでしょうか。この表からはどうやって読み取ったらいいんでしょうか。#

#

石井事務局長：＃

こちらについてはあくまでもアクセスした回数でございますので、1人当たりどのくらいの時間をご視聴いただいたかというようなデータまでは捉えていないところでございます。年間115時間程度を想定しています、ということは契約上の話でございます、この範囲内で月額3万4千円という形の設定にされているものでございます。＃

＃

石井委員：＃

契約上の問題なので、115時間程度ということで、これ、爆発的に多くなっているということではないということよろしいですか。＃

＃

石井事務局長：＃

今年度につきましては、この契約した3万4千円の中で対応はできております。＃

＃

石井委員：＃

アクセス数っていうのは、あれですよ、例えば私が総務常任委員会を初めから見ようとしてアクセスして、ぽちっとやって見ていました、途中用事ができちゃったので1回消します。で、また用事が終わったので、まだ委員会やってるわ、もう1回やってみようってぽちっとやります。そうすると2回という風に数えていいですか。＃

＃

石井事務局長：＃

恐らくそういうカウントで集計したものと捉えております。＃

＃

中川委員：＃

よくわからないので聞くんですけれども、これはアクセスした回数が出ているわけですが、一般の市民の方が、自宅からアクセスしたのか、関係職員がやったのかというのはもちろん区分けはできないですよ。＃

＃

石井事務局長：＃

おっしゃるとおりでございます、なかなか現在の集計データの中からでは、市役所内部で何件、市外から何件というような形の統計はなされていないところでございます。＃

＃

古澤委員：＃

アクセス数が、延べっていうんですかね、総計で2178回、一応115時間ということで、分に計算すると6900分になるんですか、それを割ってみると1回3分って感じなんですね。こんなおおざっぱな計算でいいかどうか、まあ1つの目安にしかないわけですが、3分。まあ長く見る方もそうじゃない方もいるんでしょうけれども。そうするとあまり多いとは言えないかなという感覚は持ちます。＃

#

伊藤副議長：#

すみません、このアクセス数なんですけれども、総務と教育と都市が全部のアクセス数を見ると、600、800、700っておおざっぱに見るとそうした数字で、これ同じ人が見てるんだと思うんですよ、きっと。だから、これ見ている人数としたらきっと2、300しかないんじゃないかなって私の想像では思うんですけれども、それが多いか少ないかっていうとどうなのかなってという意見です。#

#

秋谷委員：#

これは白井市のデータだと思うんですけれども、これたまたまですけれども、例えば他市ではやっているところあるんでしょうけれども、このような結果っていうか、なんかそういう他の市のデータみたいなありますかね。ないですかね。#

#

石井事務局長：#

近隣でございますと、船橋ですとか印西市さんのほうで、委員会の中継をやっているという情報は入っているところですが、それぞれアクセス件数等については報告は受けていないところでございます。#

#

秋谷委員：#

先例では2000と多いんですけれども、日ごとの1日の、各委員会のを見ると、比較対象がわからないんですけれども、20、30とか10とかあるんですけれども、この件数からすると白井市の皆さんの興味っていうか、関心を持っているかっていうと多いのか少ないのかってというのは全然つかめないんですけれども、さっき言ったように他のデータがあって比較対象があればいいんだけど、これから評価として、来年からはもっと増えるよとか、市民の関心が、例えば、事務局にお伺いしますけれども、市民からの問い合わせみたいなもの、ネットに関しての、あったでしょうか。#

#

石井事務局長：#

昨年の6月からホームページ等でお知らせをしたところですが、これに関しての問い合わせというのは特になかったと記憶しています。#

#

柴田副委員長：#

まず、他市のデータがどうなっているのかわからないっていうことであれば、中継をやっているところに聞いてもらって、アクセス件数とか聞くことはできると思います。それと、アクセス件数だけだと、1人何回見てもカウントされてしまうから、これは実数としては把握できないというのであれば、アクセス数ではなくてパソコンごとに違う、何回とかいうデータのとり方ができるのかどうか、そこを聞いていただきたいなと思います。他市も同じで

すね。どういうデータのとり方をしているのかを聞いてもらって、そこまで出れば大体の総括ができるかなとは思いますが、とりあえず今日はどうでしょうってということも言えないのかなと思いますけど。#

#

石井事務局長：#

実績といたしましては、まだ1年しか実施していないところもございますが、データのとり方については、パソコン別のデータが可能だと思いますので、その辺はもうちょっと業者のほうに情報提供してもらいたいと思っております。#

#

血協委員長：#

他市のアクセス数については。#

#

石井事務局長：#

この業者さんのほうでいろいろやっておりますので、まず業者のほうに、また近隣のほうにも確認をしてみたいと思います。#

#

血協委員長：#

それでは、PC別が可能かもしれないということなので、このあたりのところの調査と、それから、他市がどのようなアクセス数の結果が出ているかというようなところを調査をしていただき、まとまった時には、次の議会運営委員会等でお示しいただければと思います。#
それではこの検証の部分なんですけれど、今話をしてもどのように検証をしていくのかと。事務局のほうで調査をしていただける部分がございますので、この検証については、その調査結果を見てまた検証をし、検討をしたいと思っておりますが、皆さんいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、事務局のほうでPCごとのアクセス数、それから他市の議会のアクセス状況等を調査していただき、のちに本委員会にご提示いただくと。その後にもまた検証検討を進めていくということで、よろしいですね。そのように進めさせていただきます。となると、議会運営委員会の中継と議員全員協議会の中継という部分ですが、その調査結果を見てということになるのか、ここで少し、議会運営委員会のライブ中継それから議員全員協議会のライブ中継について検討するか、皆さんいかがでしょうか。#

#

柴田副委員長：#

中継の検証と、議運、全協中継の検討っていうのはまたそれぞれに協議ができることだと思うので、今日も話をしてはどうかと思っております。どんどん先送りになってしまうばかりだと思うので。それで、要旨っていうところを読むと、他市ではYouTubeによる配信で予算を抑えている例もある。配信方法の検討が必要って書いてありますが、これ、もしかして委員会ライブ中継の金額とか教えていただきましたけれども、もしかしてこれ、委員会全部のことに当てはまるのかなって今思いました。確認をしなきゃいけないのかなと思いますけれど、

それともう1つの黒丸が、議会の透明化に向けて、議運・全協の中継も検討してほしい。これからするのはこの2項目の黒丸のところになるのかなと思います。#

#

古澤委員：#

今、他市の状況を確認してから検証に入りましょうという話になったんですけど、それはわかりました。検証した結果、非常に利用時間とか利用価値が少ないということになれば、その結果をある程度参照して議運とか全協の配信を考えるのであれば、今柴田さんが言った意見はそぐわないと思いますね。別にやるということは。そこがわかればいっぺんに決まるんじゃないですか。今までの委員会のライブ配信の結果を参考にして、議運・全協のライブ配信をこれからまたさらに進めるということであるならば、委員会の検証した結果を見ないと議論にならないと。そうではないということであれば、今別個に議論することもできると思います。そこを確認したいと思います。#

#

石井委員：#

これは、委員会ライブ中継の検証をしっかりとしたうえで、次の議運・全協の中継の対応を検討するってしたほうが、私は順番的にすっきりするんじゃないかなと思うんです。というのは、ネット中継すべてにお金がかかるんですよ。委員会中継が検証されないまま、もっと広げよう、議運や全協も委員会中継にしようとなると、どんどんお金使うことになっちゃうんですよ。なので、ちょっとここは、委員会の中継の検証をしっかりとしたうえで、意味合いは全然違うんですけどもね、議運と全協と委員会っていうのは全然意味合いが違うんですけど、いずれにしてもお金が新しく発生するということを考えると、1つ1つ丁寧にやったほうがいいと思います。#

#

血脇委員長：#

今、石井委員のほうから、検証の内容から判断して、全協・議運のライブ中継もお金がかかることなので、検討したらどうかというご意見ですが、皆さんいかがでしょうか。

柴田副委員長：

YouTubeによる配信で予算を抑えている例もあるっていうのを、結構YouTubeを使っている議会が多いので、そういう検討っていうのは、そういうのも含めて議運・全協も幅広くやってくさいっていう意味かなと私は捉えたので、議運・全協の中継の必要性があるかどうかっていうのは、費用とかそういうこととは別にして、一応協議したほうがいいんじゃないかなと思うんですけど。それは議運・全協っていうことも公開の対象ではないのかっていう意味合いかなって私は思ったんですけど。

血脇委員長：

ここでは、YouTube による配信ですと予算を抑えられるというようなことが書かれておるんですが、このあたりについて、今の、先程局長からご説明いただいたのが概ね3年間で、150万円。もしこれを検証した結果もしこのまま継続するよと、継続することに決まったときに、例えばYouTube に変えるというようなことになった場合、どの位の費用が掛かるのかと、どのくらいの差があるのかって、もし事務局のほうである程度現行で示せる部分があればお願いしたいと思います。

石井事務局長：

YouTube 等について活用している議会が増えていることは事務局も認識はしているところで。本市の場合は、YouTube 配信を飛び越えて、もう議場システムが完成されてしまっている部分がありましたので、YouTube というステップを踏まずに議会システムを活用した業者委託になっていた経緯がございます。現行では、議場の配線等を踏まえまして、もうシステムが構築されている状況でございますので、すべて生中継する機能につきましては、配線工事、またそれを業者のほうに配信するシステム、パソコンをですね、設置したりしているところがございますので、もう一度それをYouTube に改めるということになりますと、現在整備されておりますエンコードPCと呼んでいるんですが、映像と音声を送るためのパソコンですとか、それに付随する機器をですね、独自で調達する必要が出てきてしまう、場合によっては配線工事も必要になってくるのかなというところは、今業者に確認した限りでは、自己負担になってしまうということです。

血脇委員長：

皆さんいかがでしょうか。非常に進め方が難しいと思うんですが、柴田副委員長から別途でというお話もございます。それから、検証した結果等を踏まえて、議運・全協のライブ中継を開始すると。そうするとそのライブ中継を開始するにあたって、今度現行のシステムのままなのか、YouTube に変更するのか、非常に多岐に考えなくてはいけない部分があるのかなと思うんですが。

古澤委員：

今まず考えなければいけないのは、このまま議運・全協に関しても議論を進めていくのか、それとも検証を待って進めるのか、その2つのうちどちらかだと思います。今委員長がおっしゃったのは、その後ですればいいことではないですか。

血脇委員長：

もちろんそうなんですけど、今柴田委員のほうからYouTube も含めたところで検討したらどうだという意見が出たので、このようなお話をさせていただいたところです。皆さんどうでしょうか。

古澤委員：

私は、このシステムを進めていくことに全く反対というわけではありませんけれども、議論の持って行き方として、急ではありませんかという風にさっき発言させていただいたんですね。

血脇委員長：

古澤委員から、検証結果をもとにして議運・全協の中継をいかがするかと。柴田副委員長からあったように、別途で検討したらどうかというご意見かなと思うんですが、皆さんいかがでしょうか。石井委員のほうも検証した結果に基づいて議運・全協のライブ中継を検討したらいいのではないかとというご意見だったかと思います。

石井委員：

1回 YouTube のことを確認させていただきたいんですが、先ほどの局長のお話を伺っていると、私の理解がおかしかったら教えてください、他市で YouTube でいろんな配信をしているところが増えてきたと、そういうところは、要するにうちの市みたいに議場の配線等の工事が済んでいなくて、現行のシステムからしたら YouTube でやるしかないからそうになっている、という意味なんでしょうか。

石井事務局長：

まず、委員会の中継をやっているというところが、まだ県内の状況で申し上げますと、非常に少ないというのがあります。県内の37市の中で、議場の関係にもよると思うんですが、議会中継、これは本会議の話になるんですが、いわゆる直営という形で、YouTube で対応している議会が37市中8市、こちらが直営ということで YouTube で対応しているところです。これは本会議のほうになってくると思います。去年の状況はそのようになっております。

石井委員：

そうすると、白井市の場合は、新しい庁舎になって、議場も配線工事等が進んで、今ネット中継がしっかりできる環境に整備されていますと。これを YouTube 中継にするとお金はかかるんですか。

石井事務局長：

インターネットに中継するための設備がございまして、音声とか映像をインターネットに乗せるために圧縮するような形で、業者に配信をしているんですが、その圧縮をさせるためのエンコードパソコンというものを業者から借り受けている状況になります。そこに変換するためのセレクターという機械ですとか、いろいろな周辺機器がございまして、それらはすべてセットで借り受けているような状況でございますので、当然 YouTube に配信をするとな

りますと、現状はその業者さんに送るための形になりますので、それを YouTube に配信させてもらえるかという、それは受け入れてもらえないだろうということは考えておりますので、もし委員会の中継を、業者を切り離して独自でやるってということになりますと、同じ内容の設備を自前で用意する必要が出てくると考えております。

石井委員：

となると、今議場で、あるいはネット中継でやっている白井市のシステム、これをこのまま使えば、ここに出ているような予算が毎年かかってくると思いますが、これを YouTube に切り替えるよとなったら、また YouTube 用に新たな整備をしなくてはいけないということで、新たな予算が発生するということではないですか。

石井事務局長：

ライブ中継ということに関しては、そのような形で新たな経費が必要になると考えています。

石井委員：

そうしますと、先ほど委員長のほうから、委員会は委員会、議運と全協は議運と全協で別に検討をっていうお話もありましたけれども、そのやり方でもいいんですけど、結局最終的に予算がどれくらいかかるかというところに行きついちゃうんだと思うんですよ。であるならば、最初から委員会ライブ中継の検証をきっちりとした後に、議運と全協の中継についても検討するほうが結局予算委員会に諮るっていう話になると、両方ともできないで終わってしまうんじゃないかと思えますけど。

古澤委員：

もちろん予算がいくらかかるかっていうのは非常に大事な話で、その予算が多少かかっても、効果として、たくさんの方が聞いて下さるという結果を得られるならば、それはありかなと思うんですね。だから、かける予算と効果というものの検証というのは、やはり税金使っているのですから必要なかと。となると、検証の後でということになるんじゃないでしょうか。

秋谷委員：

私も、できれば検証の後でやって、皆さんの予備知識がそれだけ入るんで、検証の後でやったほうが、話の内容としては進められるかと思えます。

伊藤副議長：

今 YouTube の話をしていたんですけど、YouTube に上げるということはライブ中継ではないという認識でないと、YouTube は録画したものを上げる、ですからこのシステムで録画

したものを、編集ソフトを4、5万円のものを買って編集して上げるっていうのであれば費用はほとんどかからない状況だと思います。今あるシステムはライブ中継をするのにお金がかかっているんで、この録画したデータを編集してYouTubeに上げるのであれば、そんなもんでできちゃうと思います。昔YouTubeに上げる人は、スマホ1台で録画して上げて十分できる話なんですね。ですけどYouTubeは再生回数がばっちり出てしまいますから、非常に厳しい結果が出るような気がしております。

血脇委員長：

またYouTubeのお話になったんですが、今ちょっとあれなのは、検証結果を見てからこの先を決めていくのか、それとも、ということで、そのあたりの皆様のご意見をお伺いしたいと思います。中川委員、ご意見はどうでしょうか。

中川委員：

秋谷委員とおなじで結構でございます。2ついっぺんにやるとまた混乱が起こる。

田中委員：

古澤委員、石井委員のご意見に賛成です。

植村委員：

今、コロナ禍で、IT化を積極的に進めていって新しい生活様式をっていうようなことで、それが今回大変なことが起こったけれど、それをきっかけに変えていこうっていう流れになっていますよね。そんな中で、この委員会の中継、議運の中継を、何のためにするのか、パフォーマンスのためにするのか、見たいという必要のためにするのかっていうことをよく考えなければいけないと思います。例えば、マイナンバーカードを作ったけど、これは税の社会保障の一体化ということで、公平公正と、それから効率をよくっていう理由があって導入していっているわけですね。今回のこの中継を見たいっていうひと、今は出てきて見るっていうことがなかなか難しい時代ですから、それなりに役目は果たせると思うんですけど、やっぱりここでもう一度よく考えるのであれば、先ほどのデータの他市の例、それらを考え合わせ、検証したうえで、次に進んでいけばいいのかなと。石井議員の言ってることに私は賛成したい。

血脇委員：

皆さんからご意見を伺ったら、他市の状況ですとか、PC別のアクセス数、そういうものを調査していただいて、その結果等を見て、検証して、その後に議運・全協等のライブ中継を検討したほうがいいのではないかと、というのが多くのご意見かなと思います。

柴田副委員長：

お金の問題が来ちゃっているようなんですけれども、読むと、議会の透明化に向けてとにかく議運・全協っていうのも公開すべきではないのかというような、私は受けとめをしたんですね。それはお金の問題ではなくて、議会としてどうなんだ、情報公開の姿勢としてどうなんだ、ということを私は問われていると思ったんです。実際、議運も全協も公開ですし、全協で配られた資料なんかも傍聴者があれば、持って帰ることもできるわけなんですよね。それなのに、配信していないというのはどうなんだろうねっていうのももっともな気がしたので、それはまたそれで別途に考えればいいことではないかなと私は思ったんです。

血脇委員長：

これ、すぐ結論が出るものではありません。とにかくまずPC別のアクセス数ですとか、他市の状況を事務局のほうに調査をしていただいて、その結果を見ながら進めていくということで皆さんよろしいでしょうか。そうしましたら、本当に頻回な開催回数になる可能性もありますが、皆様のご協力をお願いしたいと思います。それでは申し訳ございませんが、PC別等を事務局のほうで調査をお願いしたいと思います。それではここで休憩といたします。

－休憩 10：49－

－再開 11：00－

血脇委員長：

それでは会議を再開いたします。1時間経過してございますので、次なんですけど、このAランクに位置付けさせて頂いている委員会の会議録検索というところで、要旨としては議会の透明化に向けて情報公開が必要ではないか、というところで議事録検索についての検討なんですけど、これに、検討に先立ちまして、事務局の方から、この会議録検索のところをご説明いただきたいと思います。

石井事務局長：

それではまず初めに、委員会の議事録の状況についてお話をさせていただきます。委員会の議事録につきましては、委員会条例の第30条に根拠がございます。「委員長は職員をして、会議の概要、出席委員の氏名等、必要な事項を記載した記録をさせ、これに署名又は押印しなければならない。」となっております。30条第3項に、「前項の記録は、議長が保管する。」という扱いとなっております。従いまして、委員会の記録は、要点記録ということが書かれておりまして、議事録は議長が保管する、というのが、現状の規定の内容となっております。この対応について、市民から閲覧の請求があった場合には、事務局の方で閲覧が可能な状況な体制をとっておりますが、例年、閲覧の請求というのは、ほとんどと言いますか、請求はありません。この状況を受けまして、試行といたしまして、31年度から庁舎移転したことを契機に、1階の情報公開コーナーに、常任委員会と議会運営委員会の過去

3年分の議事録を配架しております。こちらの方は、お帰りの際にでも確認していただければと思っているところでございます。

委員会の議事録につきましては、通常の委員会につきましては、皆様に、会議の後に校正等をしていただいております。委員長報告等の作成の関係で、早急な対応が必要になることから、委員会につきましては業者委託をしている状況でございます。ただし、議会運営委員会、それから全員協議会につきましては、条例の規定に基づいて要点記録ということになっておりますので、基本、事務局の方でテープ起こしをして、作成している状況ですので、全てが全く同じ条件で、全文記録になっているという状況ではない、というのは1点ございます。

そして、この要望事項に上がっております、議会の議事録の公開の方法と致しましては、県内の状況でございますけれども、37市の中で、24市がインターネットで公開をしている状況でございます。これは、いわゆる会議録検索システムというもので公開している例が圧倒的に多くなっております。このうち、22の市が会議録検索システムを使っておりますが、残りの2市が、会議録システムではなくて、PDFファイルを貼り付けて対応をしているという状況で、24市がインターネット上で、委員会の記録が見られる形になっております。また、インターネット以外の方法といたしましては、やはり情報公開コーナーで公開しているというところが多くなっております。こちらは、37市中、8市にとどまっておりますので、意外と紙ベースでの公開というのは、事務局の方で議会図書室なりに保管するという形で対応しているのかな、という風に捉えているところでございます。

お手元の方にお配りしました、他市会議録検索システムの公開会議という、千葉市から書いております、非常に細かい表になって恐縮でございますが、こちらが、委員会の検索システムで、委員会の会議録ができる市でございます。それぞれ、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、議員全員協議会までカバーしているところは、それぞれ市で様々でございますが、一応この、H3からとかっていうのは、いつの分から見れるかという部分で、初年度を記載させて頂いております。

続きまして、会議録検索システムの状況ということで、ちょっと予算額を示したものがございます。会議録検索システムにつきましては、現状ですと、1年前の数字になってしまうんですけども、本会議のデータを1枚当たりいくらかという形で契約しております。こちらをデータに変えまして、会議録検索システムの方を使用料という形で3年の契約なんです。予算額といたしましては、年間99万1076円ほどかかっているところでございます。

これを、委員会の分を追加をするということになってきますと、ここで想定しておりますのは常任委員会、特別委員会、すでに議事録のデータがあるものでありますけれども、こちらを追加する場合につきましては、大体18万9千円程度の増額で収まるのではないかという参考見積を頂いた経緯がございます。ただ、これは、当然過去分のデータというのは含んでおりませんので、その年の分から載せるという形で考えますと、だいたい18万9千円ぐらいの増、そして、これを議会運営委員会にまで広げるということになりますと、まず、デ

一タ作成料のほかにですね、現状、会議録の委託をしておりませんので、その部分の対応ということも考えますと、仮にですけども、議会の委員会のデータも業者委託をするという形になりますと、50万円ほどかかるのではないかという見込みでございます。以上が会議録検索システム等の状況でございます。

血協委員長：

1点確認させて頂いていいですか。先ほど説明の中で、会議録の検索システム22市。

石井事務局長：

もう一度申し上げます。会議録システム37市中ですね、24市で、千葉県内は導入しております。

血協委員長：

24市ですね、で、PDFが2市ってことですか、PDFが2市。24市の中にこのPDFも含まれているということですね。

石井事務局長：

柏市なんですけども、本会議のは、もちろん検索システムで対応してるんですが、柏市は委員会については、PDFの貼り付けだけで対応してるということです。

血協委員長：

柏市はその2市の中の1市であって、PDFで対応してるということなんですね。はい、わかりました。

石井事務局長：

大網白里市、そちらもPDFで対応しているという状況です。

血協委員長：

大網白里市と柏市は委員会については、PDFでホームページ上に貼り付けているというようなことで、その他の22市については、検索システムがあると、いうことでよろしいですか。はい、わかりました。

それでは、今、局長の方からご説明を頂いたところですが、この検討事項の中の委員会の議事録検索ということで、議会の透明化に向けて情報公開が必要ではないかというところですが、皆様からのご意見をお伺いしたいと思います。

柴田副委員長：

すみませんが資料の確認をしてもいいでしょうか。こちら、他市会議録検索システム公開会議、これは先ほどおっしゃった37市中、24市が検索システムを入れてるよっていう話と違うの、ここだと25市あって、あと、白井が入ってないので、どういう風にちょっと捉えていいのかよくわからない。

石井事務局長：

大変申し訳ありません。私の計算間違いでございまして、ここに書いてある25市でございまして、白井は入っておりませんので、26市という形になります。申し訳ありません。

血脇委員長：

37市のうちの25市がPDF若しくは会議録検索システムで、その中の2市、柏市と大網白里市がPDFの貼り付けで、この中には白井市議会は、表の中には掲載していないということよろしいですね。何かご意見ございますでしょうか。

柴田副委員長：

もう1回また、資料の確認をすいません。白井市は、ちなみに本会議とかのシステム公開を始めた年度が、いつから遡れるようになってるか、わかりますか。結構遡れたような気もするんですけど。

血脇委員長：

では、すみません。白井市がいつまで遡れるかというようなことで、いま、事務局の方で調べて頂いていますので、この辺りは少しお時間をいただきたいと思います。何かご意見ございますでしょうか。

石井委員：

すいません。この25市が委員会の会議録を、インターネットで検索することができるということでしたが、この25市の中で、委員会をネット中継しているところはどれくらいありますか。

石井事務局長：

YouTubeの配信については、チェックをしているところなんですけど、まだ、委員会中継をやっているところは非常に少ない、と認識しております。船橋、成田、印西、県内では、1年前の状況ですけれども、3市になっていると把握しております。

血脇委員長：

この表の中の25市の中で、委員会の中継がされているのは、船橋、成田、印西ということで、ちょっと古いデータということだそうです。石井委員よろしいですか。

石井委員：

すみません、さっきのその3市は、白井市と同じように委員会を、インターネットで中継していますが、YouTube で配信されている市は、これ、わかりますか。

石井事務局長：

委員会ということではなく、YouTube を使っている市につきましては、37市中、8市ということで、先ほどお答えしましたが、銚子、館山、勝浦、あと委員会のみ、流山がやっておりました。失礼しました。流山、鴨川、四街道、四街道はYouTube ではなく、Windows Silverlight というまた別のものになりますが、YouTube と直営ですので同等と捉えています。それから富里、山武、山武もYouTube ではないんですが、同等ということで山武、あと大網白里さんがYouTube という形になっております。

血脇委員長：

石井委員よろしいですか。それでは、さっきの、石井局長お願いします。

石井事務局長：

それでは、白井市の会議録システムが、いつまで過去に遡れるかということでございます。平成14年から閲覧が可能になります。以上です。

血脇委員長：

白井市の場合は平成14年から閲覧が可能ということだそうです。今、いろいろとご説明等々を頂いてるところですが、ご意見はございますか。ご意見ございませんか。

石井委員：

意見まとまらないんですけど、考え中なんですけども、先ほど局長が説明してくださった中に、白井市の現状ということで、白井市は委員会を要点記録をしていますと。事務局でテープ起こしをして作成していると。それを議長のもとで保管をしてるんですが、今は、庁舎の1階の情報公開広場に置いてあって、市民がいつでもそれを閲覧することができる状況にあるということでしょうか。

石井事務局長：

はい、そのとおりでございます。

石井委員：

で、そういう状況にはありますが、閲覧可能な状況にはありますが、閲覧の希望者は、今までなかったと。そして、事務局の方に閲覧の問い合わせも今まではなかったということによろしいですか。

石井事務局長：

はい、ほぼない、と記憶しております。

柴田副委員長：

これも、議会からの情報発信をどうするかという観点に立つ話だと私は思っていて、すぐに経費の方に走ってしまって、じゃあちょっと、あの、少ないからやめようかっていうのではなく、もし取り組めるのであれば、一番お金をかけないでも、公開ができる方法ってのが、別にあるかなと。で、これ確か去年、そんな話が出てたような気がするんですけど、柏市が委員会ではPDFを貼り付けるだけで乗っけているんですよね、会議録全体を。その単語とか、発言者による会議録システム、そこまで詳細に入れることがあるかどうかというのも、ちょっと話し合う必要あるかと思いますが、とりあえず議会からも発信をしていますよ、こういう活動をしていますよ、っていうことを示すっていう意味では、会議録をとりあえずPDFに取り込んで、掲示する、市議会のホームページにくっつけるっていうのは、そんなに難しい作業ではないのかなと思います。

血脇委員長：

ただいま、柴田副委員長の方から、PDFというようなこともあったんですが、これ委員会の会議録の検索というような事項が、その中の要旨が、議会の透明化に向けて情報公開が必要ではないか、というようなことなので、確か昨年だったか、PDFを貼り付けるというのは、予算的なものですか、どうなのかなっていうのと、あと、それが可能なのかどうかを、ちょっと局長の方に確認したいと思いますが。

石井事務局長：

昨年、事務局のほうでシミュレーションをした限り、PDFにすることに関しては、時間もかかりませんですし、ホームページの方にツールを作ってしまうと、対応もそんなに時間かかるものではありませんので、可能であります。

古澤委員：

審議に入ってしまったのに確認なんですけれども、この一番最初に渡された紙の事項のところには、議事録の検索と書かれていますね。今日配られたものの内容というのは、インターネットを使っての検索ということですかね。こちらにはその文言がどこにも書いていないんですけど、そこにもう、入っているということですかね。

血脇委員長：

これ、ご説明いただいたときにですね、今、本会議のインターネット上で、白井市のホームページで本会議の検索システムはあるけれども、委員会の検索システムがないので、それをホームページに取り入れたら、というようなことで、ご説明いただいたと記憶しております。他にご意見ございますか。

ご意見を伺おうと思うんですけど、なかなか出てこない部分があるんですけど、今、事務局の方からですね、他市の検索システムですとか、あるいはPDFを貼り付けている自治体もあるというようなご説明、それから会議録検索システムを、あまりお金の話はするのはどうかと思うんですが、検索システムを導入した場合の費用ですとか、あるいは、先ほどPDFを、今の段階でホームページに貼り付けることは可能である、というようなお話も事務局の方から頂いたところです。このあたり、皆さん、今すぐ結論が出るものではないと思いますので、意見もないようですので、ここで決定づけるわけではないんですが、様々な市町村の状況ですとか、そういうものを、ちょっと持ち帰りということはないんですけど、もしかすると事務局に伺ってみたい、確認してみたい、こうした方がいいだろうというものがあるのかなと、後々出てくるのかな、と思うので、このあたりは次の議会運営委員会の中で、この部分について、もう一度みなさんから意見を伺うということでもよろしいでしょうか。よろしいですか。それではこの会議録の検索システム等々については、次回の議会運営委員会の中で、改めて皆様からご意見を伺い、検討をしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。よろしいでしょうか。はい、ではそのようにさせていただきます。

それでは、続きまして議題の2に入らせていただきます。議題の2、請願・陳情の取扱いに関する要望について、を議題といたします。

先日、請願・陳情の取扱いに関する要望が、柴田議員、石井議員の両名から議長宛に提出され、全員協議会の場において、議運において検討することとなりました。つきましては、お手元に配付の資料のとおりですが、おふた方がいらっしゃいますので、改めてご説明をいただきたいと思います。

それでは、この提出されている日付、10日に提出されている教育福祉常任委員会委員長であります、柴田委員長よりご説明をお願い致します。

柴田副委員長：

6月3日に、教育福祉常任委員会において、陳情の審議をしました。その際、受け付ける段階から、それから資料の提出についても、それから参考人についても、一つ一つすべてにおいて、事務局が大変な思いをしています。それはこちらのホームページや何かの陳情・請願の出し方についてというところに何も決め事が書いてなく、決め事というよりも、いつまでに何をしてくださいと言うようなことも何も書いてなくて、こうしますよと言われても、こうしてくださいと言われても、どこにそんなことが書いてあるみたいな持っていき方をされてしまうと何も言えなくなってしまうって、結局、お断りする口実もないというような状況に進んでしまったという経緯があります。そこで、陳情や請願の提出方法のお知らせの仕方、

受理から審議に至るまでの経過において、5つほど、手続きや告知内容について改善した方が良いと思われることがありますので、ご検討お願いしますということで、これは教育福祉の常任委員会全員で揉んで、この文章を作りました。手続き的なものについてです。

1つ目が、請願者、市内陳情者は、今、市内の陳情については、すべて委員会で審議することにしておりますので、それについては委員会審議の際、参考人招致をすることとか、資料は事前に提出することなどを市議会のホームページにちゃんと掲載をしないとにならない、ということですね。参考人もギリギリまで、3人ぐらいと言っていたのが、言ってきたのが6人で、6人は多いので3人にしてくださいと、返す間もなくもっと追加したい、と言ってきたりということがあって、逆に、なぜ3人にしなきゃいけないのかとか、そういうことも言えない、事務局の対応では言えない状況でした。こちらは本会議中で、出ることも、その方に対応することもできず、そうってしまった、という流れがありました。それから資料についても、早めに出してくださいということは、事務局の方から何度も言ってもらっているんですけど、こちらは会社勤めをしているのだから、と言ってなかなか出来上がらず、結局当日の朝、それもかなりタイトなものが持ち込まれました。これだと委員会がきちんと審議をしようとする際には、やっぱり資料も読んで、その上で勉強した上で、審議に臨むべきものと思っているので、それはちょっと困るなど。本当に出すのであれば、もし資料とかあるのであれば、ちゃんと、用意をちゃんとしなくちゃいけないんだよってことを、あらかじめ知っておいてもらう必要がとてもあると痛感しました。

で、2番目は、それに付随しまして、資料提出はせめて3日前までには出す事とか、そのようなことを明示をしておかないとならないなということ。それから準備する資料を何部セットして用意してもらったらいのかというのを、ちゃんとお示ししないといけない。例えば、本会議だったら70部って言われましたけど、委員会だとそんなセット数はいらないだろう。委員会・常任委員会の数、あとは傍聴者のために少々ぐらいで良いだろうから、その数も含めて検討した方が良いのではないかということ。

それから4番目が、陳情者、今回一人の名前の陳情が出てきたんですけど、陳情者だったんですけど、参考人としてお招きすることができますよ、と言いましたら、先ほど申し上げましたような人数が来てしましまして、お断りすることもできない、という状況になりました。陳情者が1人だった場合は、原則その人から説明を聞けばいいんじゃないか、と思ったりもしましたけど、ここについてはやっぱり、皆さんで考えをいただきたい。ここに書きしたのは、陳情者として連名でも何でも名前を連ねる者ということを原則として、他に特段の理由がある場合は、その旨を事前に伝えてもらって、委員長の許可を得ることにするとか、そのような形にしてはどうかということです。

それから最後は、陳情や請願を受理してから審議に至るまでのフローチャート図などを示すとかして、全体の流れ、受けたらこういう風になって、この時に委員会が開催されて、あなた達は呼ばれたりすることもあるんですよ、その後どうなるんですよ、というような流れを分かるようにしてはどうか。それから、あらかじめ提出する方は議会事務局に、初めての方は問い合わせをしてもらうようにしてはどうかと。このようなところを改善すること、ホ

ームページでの記載をもうちょっと充実することなども含め、改善をしたら、陳情・請願を出す際の、少し整理整頓ができるのではないかと思います。ということで委員会としてまとめて出させていただきます。以上です。

血脇委員長：

只今、教育福祉常任委員会委員長であります柴田委員長の方から説明がありました。続きまして6月11日に提出されております、会派公明党代表、石井議員の方から説明をお願い致します。

石井委員：

私の方は、前回のこの議運の中で柴田副委員長の方から、委員会として出しますよっていうご発言があったので、委員会としてどういうものを出されるのか、文章をちょっと確認させていただいた上で、やっぱり私とちょっと違うところがあったものですから、改めて出させていただきます。で、私の方は、その、最初に色々書いてしまったんですけども、これは、今回の陳情・審議のことを言ってるわけではなく、ここ数年の傾向として、こうあるということをととても危惧して書かせてもらいました。今回、本当にあの教育福祉常任委員会が大変ご苦労されていること、また、委員長が事務局と一緒に対応に追われている姿、そういうものも見させて頂きながら、このままじゃいけないと思って書かせていただきました。すみません、読み上げます。

白井市議会は、住民の声を重視することから、陳情の審査について、陳情者に意見を述べる場を提供しています。しかし、請願のように紹介議員の必要はなく、委員会審議の内容は全国にインターネットで中継されています。白井市議会に陳情を提出する際は、白井市民が1人でも入っていて、書式が整っていれば受け付けられることから、最近では陳情者の欄に他市の住民や団体の長が名を連ね、参考人として参加されるケースが増えています。

また、委員会審議の中で、陳情要旨及び陳情事項を話し、補足説明する場合がありますが、最も重要なのは、委員と参考人、時に執行部との質疑応答であります。参考人、各団体が自分たちの主義・主張を多くの人にアピールできる格好の場に、市議会が利用されてはいけません。質疑応答にあっても、参考人が思いを繰り返し主張することにより、審議時間が限りなくかかることも、議事進行において最善とは思いません。

そこで、以下の5点について提案させていただきますので、ご検討お願い致します。

1つは、市内からの陳情については、審査の際に陳情者を参考人として呼ぶことがあります、ということを明記していただきたい。

2つ目は、参考人は陳情者を含め、原則3人あるいは4人と、人数制限をしっかりとここで書き上げていただきたいと思います。

3つ目は、資料の提出は審議日の3日前、この3日がいいのかどうか、ここでご審議いただきたいと思いますが、きちんと数字を入れていただきたいと思います。

4つ目、委員会審議の中で、始めに行う参考人による説明は、15分までとします。これは、15分が適当かどうかここで審議していただきたいと思います。もっと短くても良いのかもしれませんが、しかし、数字をきちんと入れておきたいという思いであります。

最後は、審議中、参考人は挙手をして、委員長の許可を得てから発言するというのは、当たり前のことだとは言われていますが、どこにも明記がされていないので、なし崩し的になってしまって、大変、委員長がご苦労されてるといようなこともありましたので、あえて書かせていただきましたが、この5番は、何て言うんですかね、基本的なことをどこかで周知しなくてはいけないのかな、というように思いで、これだけではないと思いますが、書かせて頂きました。ご検討お願い致します。

血脇委員長：

以上で2名の方からご説明をいただきました。それで、ちょっと皆様からのご意見を伺う前にですね、事務局の方から、資料を手元に配られたと思いますので、説明をお願いしたいと思います。

石井事務局長：

それでは事務局の方の資料について説明させていただきます。まず、現状のホームページの請願と陳情の記述がどうなっているかというところで、そのホームページの掲載状況を一枚付けました。

そして、掲載されている事項として、現状といたしましては、左側ですね1番から17番までは掲載されているところですが、追加検討する事項としては、今度、右側の欄で、陳情者に対する委員会の出席要請の期限ですとか、出席者の代理出席の可否、出席希望の申出期限、複数の出席者の参考人がある場合の人数制限ですとか、居住地制限、また、陳情者欠席の場合の参考人のみの出席の可否ですとか、参考資料の提出期限・部数、出席者の発言時間等について記載する必要があるのではないか、というところがございます。

で、A4の横でお示いたしました他市のホームページの掲載情報についての記載状況、県内だけバツとチェックをさせて頂いた中で、説明員の人数を制限しているところが、木更津、習志野、南房総市など、また趣旨説明などの時間を明記しているところが、成田、野田、松戸、木更津、勝浦、我孫子などです。また、陳情者以外の代理人の趣旨説明というのを認めているところが、松戸市、こちらは代理人選任届というものまで用意しているようです。

また、木更津についても規定がありました。また、添付資料につきましても、木更津、習志野、南房総では注記として、ホームページに掲載をされている状況でございますので、審議の参考にしていただければと思います。

血脇委員長：

ありがとうございました。事務局の方から白井市の現在のホームページの掲載の現状と、それから他市の状況ということでご説明をいただきました。柴田委員、それから石井委員の

方から出されておりますところで、見ると重複している部分がございますので、その重複しているところから、先にちょっと検討をしていきたいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、1番目、文面は多少違いますが、参考人を招致すること、ですとか、そういうものをホームページに掲載と。で、石井代表の方から出ているのは、陳情者を参考人として呼ぶことがあります、というようなものをホームページに明記することを求めているのかな、と思いますが、皆さんのご意見はいかがでしょうか。

柴田副委員長：

石井委員に確認ですけど、記以下の5項目については、参考人として呼ぶこともあります、何々までとします、という表記を市のホームページの陳情のところに掲載するっていう風に捉えてよろしいんですね。

石井委員：

この文面のとおりホームページに掲載するという意味ではありません。この議運の中で検討する中身として、こういう文面で書きました。

それからもう1つ、私、上の文章をかなり厳しく書いて、うちの会派の中でも上の文章が厳しい割には下がずいぶんぬるいって言われたんですけども、私、実はその、陳情者イコール参考人っていう考えが自分の中にあっただけです。陳情者は必ず呼ぶっていう意識もありましたし、陳情者イコール参考人というふうに考えていて、だから参考人も市内の人に限定すべきだよ、とかっていう考えも私の中にもありました。

これ、会派の中で色々検討して、色々勉強した結果、陳情者は本当に市内の方で、市内の方が1人でも入ってれば審議することにはなってますが、その陳情者が審議を希望するかしないかってこともわからないわけですよ。

あの議運でもって、この内容については審議する、しないは決まりますけど、何か初めてこの陳情者が出してきた時に、陳情者が審議を求めているのかどうかっていうのも、一応意思の確認したほうがいいのかなっていうことを思いました。

もう1つは、参考人が全国から飛んでくるようなことになっちゃうと大変だっていうふうに、私は上の方で書いたんですけども、参考人というのは陳情者じゃないんですってね。考え方として。陳情者と参考人って別なんですって。参考人は、その、この陳情内容について、専門的な知識のある人を、あえて、この参考人として呼ぶということが出来るわけで、参考人は全然市内の人じゃなくて構わないんだと。つまり陳情者イコール参考人ではないんだってことが、はっきりとわかりましたので、じゃあこの1番位のぬるい文面になっちゃったんですけども、ぬるい文面になりました。

血脇委員長：

わかりました。それではですね、今、柴田副委員長の方からちょっと確認で、提出者の石井委員の方にあつたんですが、これは、決してホームページに掲載を求めているものではないというような。

石井委員：

いやいや、ホームページにこのままの文章で載せてくれということではなくて、ホームページに載せるのはいいですよ。この文章のまま、ホームページに載せてくれという意味ではありません。

血脇委員長：

もちろんそういうことを言っているのではなくて、とにかく柴田議員のところは、これをホームページに掲載すること、ってきちんと書かれてるんです。で、石井委員から出されているのは、ホームページに掲載という文言がこの中にはございません。なので、まずホームページに掲載するか否かは、ちょっとこっち置いとしまして、この、参考人を招致すること、ということ、これ、柴田委員の方から出されているもの。それから石井委員は、陳情者を参考人と呼ぶこと、ということがあるので、この辺を、もう委員会の中できちんとした決まり事にして、それをホームページに掲載するかどうかというのは、またこの後ご協議いただければと思っているんですが、皆さんいかがでしょうか。それではこの議会、白井市議会の中では陳情が出てきた時に、陳情者をその委員会審議に招致することがある、というようなものが全く明記されていないのが現状です。なので今回、陳情者も実は足を運ぶようになるとは想定してなかったということを耳にしていますので、白井市議会としてはこの陳情者、もちろん請願者もそうですが、委員会審議について、参考人として陳情者の出席、要するに承知するというような文言を申し合わせなりに入れる、ということで皆さんいかがでしょうか。

古澤委員：

先ほど、石井委員がおっしゃっていたように、陳情者イコール参考人ではないんですよね。陳情者と参考人は別ですよ。だから、陳情者がその陳情の審議の場に参加するということは、異議がないです。それを明記したほうがいいと思いますけれども、どちらの文もそうですけど参考人招致すると言うと、他の参考人とちょっと紛らわしいので、陳情者もその審議の場に参加を要請することがあるというような、文章はもっと上手く直してもらえばいいですけど、その方がいいかなと思います。その場に招致するという点に関しては、どちらも石井議員の場合も柴田議員の場合も同じですので、そこはきちんと明記したらいいと思います。両方共通と思います。

血脇委員長：

今、古澤委員の方から、陳情者というものと参考人というのは、ちょっと別というような捉え方で、きちんと陳情者及び、及びなのかな、ちょっと文言は置いときまして、参考人というものをきちんと分けて招致するというような形に、申し合わせと言うか、白井市議会としてもそのような対応ということで、皆さんご意見いかがでしょうか。

中川委員：

私、市会議員5年になりますけれども、この間、実際に白井市にあった陳情の中で、陳情人が来なかった例は、無かったと思うんですよ。で、ここで参考人というものを、今のよう形で陳情人と分けて、白井市の在住の人でなくても参考人になれるわけですよ。ここの表現で言えば。そういう例はこの間やってきましたか。全くやっていなかったと思っているんですが。5年間。何でここで区別をするようにね、今日の提案になっているのか。もう一度考え方をお聞きしたいな。

石井事務局長：

陳情の際に、陳情者が来なかった例というのは、確かに記憶がないところなんですけど、逆にですね、あの、説明員を呼びたいというご要望を受けまして、県の何か、農業事務所等からですね、おいでいただいたという経緯があります。陳情者以外にですね、専門的知見という観点で呼びたいということでしたので、受け入れたケースはあったと思います。

血脇委員長：

中川委員、1点よろしいですか。確かに今まで、陳情者が来なかったとか、そういうことは私の記憶の中でもございません。で、なぜ今回このようなものが提出されたかと言うと、今回、陳情者は自分が呼ばれると全く思っていなかった。で、委員会から出席を要求したら、仕事の関係で行かれませんか。で、誰も行かれませんかというような最初の回答を頂いて、白井市議会の中にはそういうような、きちんとした決まりごとというか、そういうものが明確になっていなかったから、議会事務局もこの陳情審査するにあたって常任委員会の委員長・副委員長等も非常に難儀した、というようなところでですね、今回この常任委員会、また、公明党さんの方からきちんとした形のものを、明確にした方がいいではないかというようなことで、この要望書が上がってきているということでご理解いただければと思いますが、中川委員いかがでしょうか。

ということで、陳情者と参考人というのはもちろんこれを明確に、陳情者は陳情者、参考人は参考人っていうことなんですけど、この白井市議会の場合、陳情審査、請願審査等をするにあたり、陳情者も状況によっては参考人も委員会に招聘するというようなことで、皆さんいかがでしょうか。

柴田副委員長：

陳情者であれ、今回みたいな外からの人であれ、呼ぶ場合は参考人という扱いになっちゃうんですか。日当の関係もあるのかな。

石井事務局長：

おっしゃるとおり、陳情者と参考人とは、制度上は全く違うものでございます。しかしながら、市においていただいたなかで、費用弁償というものが発生する関係がございますので、その規定があるのは、参考人制度を活用した場合っていうことになりますので、かたや費用弁償が出て、かたや陳情者には支給がないという、バランスもございますので、参考人として呼びするのが先例となっております。

古澤委員：

今のご説明は、ご説明でよくわかりましたけれども、逆に陳情者と参考人の方でその差というのを認識する必要っていうのはないんでしょうかね。どこかで書いてあるんですか。そうすれば全然、問題はないと思ってますけど。

柴田副委員長：

あの、今回、日当が発生するっていうので、6人になったのでちょっと調べたら、証人等の実費弁償に関する条例ってのがあるんですよ。で、その証人等の「等」の中にその、参考人とかが入ってしまう。証人等の実費弁償に関する条例というので1日2,600円とかね。決まっているので、これを、参考人を証人等の「等」に入れなきゃいけないのだろうかとか。例えばね、調布市がすごく参考になって見てたら、その際に要した交通費等の支給はありません、とかね、しっかり書いてあるんですよ。だからそういう風に参考人であれ陳情者であれ、議会に説明をしに来る人に日当を払わなくてはいけないのだろうか、この条例に縛られてしまうだろうか、ってのがちょっと疑問なんですけどどうでしょう。

血脇委員長：

すいません、今、このところ、日当の方にまで入ってきてですね、これほんとに話していると、どんどん深く入って行って、という部分がちょっと心配だな、なんてあるんですけど。

石井委員：

今、柴田委員のおっしゃったこと、その通りだと思います。費用弁償って、今の時代にそぐわないような気がしますしね。とっくの昔、昔って言ったらちょっとおかしいんですけど、随分前にもう、費用弁償は発生しないようなところが、どんどん出てきていますので、まあ、当然かなという風に思います。そこでですね、この参考人という呼び方が、証人等の「等」に入るのかどうか、っていうところが引っかけちゃうんだと思うんですよ。これ、参考

人を証人等の「等」に入れないうっていう風に考えれば、この、参考人であろうと陳情者であろうと、費用弁償は発生しないってことは、考えられるんでしょうかね。

血脇委員長：

非常に難しい質問で、局長も答えにくいのかな、という。これ、条例ですとかいろいろなところに関わってきて、その「等」をどう読み取るかっていうのが、その読み取り方ってどこに明記されているのかも今、私はわからないですけど局長、なんかご説明できる場所あればお願いします。

伊藤副議長：

参考人っていうのは、委員長なり議長なりが要請して、来てもらう人が参考人なんじゃないの。ただ付いてきて説明する人は、参考人じゃなくて説明員なんじゃないの。陳情者が連れてくる人は説明員じゃないの。

血脇委員長：

本当に、そういうのも1つかなと。その説明員を証人等の中の「等」から省くのか、入れるのかっていうのが、また、議論しなくてはいけない部分になるのかな。

古澤委員：

あの、議会の方でね、説明員として来てくださいと要請した場合は、それは費用弁償、発生してもいいと思いますけども。そうじゃない場合は、人数も石井委員の提案のように区切って、費用弁償も発生しない、ということにした方が良くないかなと思いますが、いろいろ条例とかの改正に関わってくるんでしょうかね。費用弁償の。なるべく手数が省かれた方がいいとは思ってるんですけど。

血脇委員長：

蟻地獄に入っているような。すみません。

柴田副委員長：

そもそも陳情者がちゃんとそこで説明したいか、まずそれを聞く。最初に。で、説明しますということであれば、その方は来ていただく。それが、委員会条例によれば、参考人と公述人という決まりしかない。出ているの見てると。それで、委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならないとか、そういう感じの決まり事しかないの、もうちょっと自分達で定義をはっきりさせても、いいような気がします、どうでしょうか。で、その証人等の「等」に外せるかどうかというのはちょっと調べなきゃいけないと思いますので、それはちょっと、また次に先送り。その部分は。

古澤委員：

結構調べることが多いと思うので、名称は何でもいいんですけど、石井委員と柴田委員が出してくださったのでふたりでもいいですけど、その辺詰めて頂いて、原案を出していただけると楽かなと思いますけどね。ここで漫然と話しているのではなくて、詰めていただいたらどうでしょう。で、違った部分は、異なっている部分は、また議運で話し合えばいいのかな。趣旨は変わらないと思います。根本的なものはね。だからお任せしてもいいのかな、という気はちょっとしましたけど、どうでしょう。

柴田副委員長：

それは、ホームページに掲載する文言の案を作る、っていう意味合いと捉えてよろしいですか。

古澤委員：

私が申し上げたのは、中身を煮詰めていくというか、一致点を見つけるということですね。それが出たら、議運に持って来てくれればこれでいいですとか、ここはちょっととか、意見が出しやすいと思いますけど。まだ根詰めてない段階なので、非常に議論が拡散してしまうと思うんですね。ですので、ここに持ってくる時には共通したところは二人で詰めてもらう。そんなに私は、違わないと思ってるんですね。意図的にね、なんか難しくはないかな。お二人のところで相違点はそのまま出していただいて、ここで議論するとか、逆に今日は相違点のところは議論できるのかなと思いますが。ありますか。

血脇委員長：

ありがとうございます。今、古澤委員の方からあったのは、この、本当に掘り下げていくと、条例に関わってきたり、「等」の読み取り方だとか、証人って何なのだとか、様々なその辺りを、ちょっとどのよう、なんて言うのかな、あの、まとめたらうまくいくのかというのを、古澤委員からちょっとご提案のあった、これを提出された柴田常任委員長と石井代表で、ちょっとその辺を調査と言うかまとめていただいて、というようなことなんですけど、で、これで参考人ですとか、そうすると今度、いろんな部分で石井代表の方から出されている、陳情者を含めて原則3人ですとか、この参考人というのをどういう風に扱うのか、あるいは説明員とか説明者とかどんな風に扱うのかによってまた、費用弁償の関係ですとかいろんなものが関わってきて、この人数なんかにも波及してくるのかな、というところがありますので、この辺りも今、議論しても結論が出ないのかなと思います。この中で今、結論を出せるのは、今すぐ結論を出すって訳じゃないんですけど、話ができるのは、この2番、おふた方から出ている2番、資料提出の期限を明示することということが、これは柴田委員長の方から出ています。それから、石井代表の方からは、3番、資料の提出は審議日の3日前ま

でとすると。具体的に、公明さんの方は日付を、柴田委員長の方は、期限を明示してくれと、具体的に日数は出てないんですか、この辺りをちょっと、検討いただければと思います。

古澤委員：

これは、具体的な数字を挙げた方がいいと思います。なぜなら、出す方、陳情者がしっかりと意識化して、それに従えばいいからです。

血脇委員長：

私が言っているのは、石井さんは、具体的に「3」という数字を出しています。で、柴田委員長の方は、具体的な数字は出してないんですけども、期限を明示するってことは、具体的な「日」を出せってことなんで、この石井さんのほうから出されている3日前というのが、それが適切というか、良い日数なのかどうかというのを、ちょっとここでご協議いただいて、結論というか方向づけを出せればと思いますが。基本的に、今、資料は当日でも受け付けています。これを、当日受付ではなく期限を明示することに、皆さんのご意見はいかがでしょう。期限を設けるといふ事に皆さんのご意見はいかがでしょう。

今、賛成という声が聞こえておりますが、皆さん、期限を設けることについてはご異議ございませんか。それでは、期限を設けることには、御異議なしとさせていただきます。

さあ、それでは、期限をいつにするっていう話になるとと思いますが、皆さんの期限の期日をいつにするかご意見をお伺いしたいと思います。

田中委員：

先ほど柴田副委員長の方も、説明をしながらこのところ、3日前ぐらい、というようなご発言があったので、3日前でよろしいんじゃないかと思います。

血脇委員長：

今、田中委員の方から、3日前がいいのではないかとというようなご意見ですが。審議日の3日前ということでもよろしいですね。

古澤委員：

3日前と言いますと3日の5時15分ですかね。ぐらいになるので、要は、中2日、調査の時間が担保できるので3日前でいいのかなと思います。

血脇委員長：

今、古澤委員の方からも3日前で良いのではないかと。で、時間的には17時ですとかそのくらいの時間ということのところがあったので3日前ということで、皆さんご異議ございませんか。それでは3日前ということで、ちょっと細かなところを確認するようで申し訳な

いんですが、例えば委員会審議が月曜日だったという場合、土日が入ります。そのようなところをどのようにするかちょっと。

石井事務局長：

土日が入るということで、3日の場合ということですかね。その場合は土日を除いて、という形が原則だと思います。

血脇委員長：

土日は除くというのが原則ということですので、それでは3日前、土日を除くと。もちろん祭日もですね。祝祭日も除くということになりますが、皆さんそれでご異議ございませんか。それでは、資料の提出期限は、審議日の3日前までとする。（土日、祝祭日を除く）ということを決めさせていただきます。

今、両名から出された、柴田委員長からの2番の部分、それから石井代表から出された3番の部分は、これで結果が出たということにさせていただきます。

柴田副委員長：

時間ないですけど、3番の合計何部用意するのかわきだけはもうすぐに決められるんじゃないかと思います。

血脇委員長：

柴田副委員長から出されている3番の部分の資料の部数、何部かというのを部数の明示ですね、部数をここで決定付けられるのではないかということですが、皆さんいかがでしょうか。

古澤委員：

これはもうこの柴田案で良いと思います。ただ、これ数字を入れるんですかね。委員数は決まっていますでしょう、事務局分、傍聴者分、合計何部か、合計何部って。

石井事務局長：

一応、本会議の場合の資料につきましては、議員さん、議場内にいる執行部、そして傍聴者も含めまして70部をご用意いただくのが、例となっております。

血脇委員長：

3番の部分で、準備する資料の部数は、常任委員会の委員数、それから事務局分、傍聴者分、で合計何部か明示する、となっているんですが。

柴田副委員長：

執行部にも来てもらう場合もあるので執行部分も入れないといけないですね。

血脇委員長：

この中に執行部分も入れないとならないので、ここに何部かを明示するというふうに出ているんですが。

石井委員：

この資料は、陳情者が用意するという意味ですか。そういう意味ですよ。そうすると、まあ、市民の方が印刷をするのに、相当やっぱり、これ一応いくらっていうふうに掛かってくるのかなと思うんですけども、部数を数字で入れたほうが親切かなっていう気はしますよね。市民の方に対してですから。委員数と事務局分とこの執行部は必要かもしれませんが、傍聴者分ってというのはどこまで行っちゃうんだらうって気がするんですけど。会議規則かなにかのところに、申し送りかなんかのところで、とりあえず5部は用意する、みたいなことが書かれていたような気がするんですけど、この場合の傍聴者分と言ったらもう5部で限定したらどうでしょうかね、と思ったりしました。

柴田副委員長：

議員さんが傍聴に来て、で、まあ、様子を見た上での自分の判断をっていうので、議員さんの傍聴は、私は想定をした方がいいかなと思うので、委員数と傍聴者分っていうのは、何となく頭には議員の数の21を頭に入れてました。プラス一般のね、傍聴の方が見える場合もあるけど、データを送ってこちらで印刷するというのも、ありなんじゃないかな、っていうのをちょっと。

古澤委員：

柴田委員が、今、データを送ってもらって、こちらで印刷するのもありではないかという意見が出ました。今、私もそれを考えてたところですけども、陳情とか請願というのは、市民や国民の意見をできるだけ届けたい。届けるというのが目的になってるので、費用弁償の話はどうなるか分かりませんが、費用弁償がなくなる、もし可能性があるとしたらなおのこと、そんな1枚5円とか10円とか掛かるわけですから、何部、何枚、合計印刷することになるかわからないですけども、最低何部送っていただいて、あとのものは、こちら側で印刷してもいいのかな、という気はちょっとしています。

石井委員：

今まではどういうふうにしてましたか、事務局。

石井事務局長：

基本は、陳情者のご負担で、印刷物を持ち込んでいただいているのが現状でございます。

石井委員：

陳情者負担でいいと思います。資料はね。事務局の負担を増やすことは良くないと思います。

血脇委員長：

今、資料については、陳情者の負担というご意見がございましたが、いかがでしょうか。よろしいですか。それでは、負担については、陳情者の方で負担していただくということですが、ここ、何部かを明示するっていう部分なんですけど、その陳情の内容によって執行部の数が変わったりするのかなと思ったりして、部数の明示というより、委員数と事務局分と傍聴者、で、先程柴田副委員長のほうからあったんですけど、傍聴者、議員を考えると、ここ14になると思うんです。議員の数は。全員として。その他執行部が入ってくると。その分を陳情者側で用意をするというような形にしておけば、部数を何部っていうように明示しなくても、したほうがいいですかね。皆さん、ご意見どうでしょうか。

柴田副委員長：

事務局が用意して下さった資料で、習志野市が各議員に配布したい場合は30部用意をしてくださいとあります。70部の本会議の分は、ちょっと多すぎると思うので、30部だと傍聴と委員、21人の議員プラス事務局、執行部、で、傍聴の人が1人2人見えた場合を考えても、30部とか言ったらどうかなと思いました。いかがでしょうか。

血脇委員長：

今、具体的に数字が30部というような数字が出たんですが、皆さんご意見いかがでしょうか。

石井委員：

習志野市に比べると、人口比も、白井の方が少ないわけですから、習志野市が30部というふうに書いてあるんだったら、これ以上増えないって考えるわけじゃないですけど、30部の根拠は何だって言われたときに、習志野市を見習ったって言えるかなって。まあ、もちろんね、委員の数、それから事務局の数と、考えた時に30ぐらいっていうのは目安として出ますよね。それ以上になった場合は、また考えるとしても一応目安として30部というふうに書いてあげたほうが親切かな。

血脇委員長：

30部という数字、柴田副委員長、それから石井委員の方からありましたけど、皆さんご意見ございますか。よろしいですか。そうしましたら、部数については30部、とするということでご異議ございませんか。それでは、そのようにさせていただきます。

すいません、時間も押しております。押しているどころか出っ張っておりますので。

古澤委員：

人数は決められませんか。参考人の。陳情者を含め。

血脇委員長：

これって3、人数の部分なんですけど、先ほど言ったように費用弁償をどうするかとか、そんなところにも関わってきてしまうのかなと。さっきの話では、費用弁償いらないだろうというような意見もあったんですが、たとえば費用弁償2,600円が出ます。参考人を例えば5人としますとか。じゃなくて、ちょっとその辺りは結果を見て、人数を出したらいいかなと思うところですが、皆さんいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ちょっと時間が押しておりますので、すみません。では、この陳情についてもなるべく早めに、決定付けなければならない部分があるかなと思いますので、今、2名の方と言うか2つの団体の方から出ておりますが、これを持ち帰ってですね、これはこういう風にしたらいかが、ああいう風にしたらいかがというようなご意見を次の議会運営委員会の中で検討させていただきたいと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。よろしいですか。それではここで、議題の2を終了させていただきます。

続きまして、議題の3、その他についてを議題といたします。

委員の皆様から何かございますか。よろしいですか。

次に議長から何かございましたらお願いいたします。よろしいですか。

事務局からございますか。なしですか。

それでは、皆様からご意見等がないようですので、以上で本日の議題はすべて終了いたしました。

次回の日程を詰めたと思います。皆さん、本当にお忙しいところ、大変恐縮でございますが、本当に検討しなくてはならない事項もいっぱいございますので、ご理解・ご協力を頂きながらということで、次回、できれば早いうちにと、考えておるんですが。もちろん、明日ということはございませんが、来週にまた、今日の3つの部分の検討をしたいと考えてございますが、皆さんいかがでしょうか、来週。来週早々というわけにもいかないの、来週の週の終わりあたりの7月2日というのはいかがでしょうか。2日大丈夫ですか。よろしいですか。それでは2日、第15回の議会運営委員会を10時から、当会議室で開催させていただきます。また、書面については、改めてお送りさせていただきますので、よろしくお願いたします。

以上を持ちまして、議会運営委員会を閉会いたします。慎重なるご審議を賜り、誠にありがとうございました。

—閉会 12:15—